

維持管理の検討（長崎県港湾施設維持管理計画書作成）歩掛

本歩掛は、港湾・漁港請負工事積算基準書（赤本）第3部その他の積算基準第1編設計等業務に掲載されている、主として国で定めた維持管理計画書作成のための「維持管理の検討」に換え、長崎県が独自に策定した長崎県港湾施設維持管理計画書作成のための「維持管理の検討」歩掛である。

なお、適用時期は平成23年10月1日からとする。

維持管理の検討（長崎県港湾施設維持管理計画書作成）

設計結果を元に、計画の目標、維持管理計画の体系、対象施設、施設位置図、計画策定のための配慮事項、維持管理の基本的な考え方、維持補修計画、平面図、標準断面図、展開図等をまとめ、維持管理計画書を施設毎に整備する。

維持管理の検討

1式当たり

| 名称 | 形状寸法 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|-------|------|----|-----|----|
| 技師（A） | 設計 | 人 | 0.5 | |
| 技師（B） | 〃 | 〃 | 2.0 | |
| 技術員 | 〃 | 〃 | 1.0 | |